

大学等連携推進方針

令和 3 年 3 月 1 0 日

一般社団法人 大学アライアンスやまなし

1. 大学を設置する社員の名称及びその法人が設置する大学名

国立大学法人山梨大学（山梨大学）、公立大学法人山梨県立大学（山梨県立大学）

2. 参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項

18 歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化
する中、大学は多様化する学習者のニーズや社会からの要請に对应していく必要があ
る。中でも、地方大学においては、産業・医療・教育・子育て支援など多くの分野
で期待が高まるとともに役割が拡大している。特に山梨県においては、大学進学や
就職を契機とした人口減少が大きな課題であり、喫緊の対策が必要となっている。

これらの対応に向け、社会ニーズ及び地域課題に対応できる人材や国際社会で活
躍できる人材の養成・輩出は急務である。このため山梨大学及び山梨県立大学（以
下「両大学」という）が個々に取り組むだけでなく、自らの強みや特色を生かしつ
つ、地域において幅広く大学間で連携し相互補完を行うことにより高い効果を生み
出し、山梨県をはじめとする地域に成果を還元していくことができる。また、各大
学にとっても、大学間連携を通じ、柔軟かつ機動的に文理融合など多様な教育を提
供できる大学、さらにはグローバルな教育の積極的な展開により、異なる価値観に
触れ国際感覚を身に付けられる大学として存在意義を高め、大学改革を促進し経営
基盤の強化を図ることができる。

さらに、学生にとっては、両大学が連携して“学生ファースト”をコンセプトに
多様な教育の提供や各種サービスの向上を図ることにより、学びの選択肢や学生生
活の利便性が増すほか、国内外から優秀な学生を惹きつけることができるなど両大
学の魅力が向上される。

このように、大学間連携の推進による取組みは、地域の高等教育充実を通じた地
域創生、及びグローバル化の推進などによる各大学の機能強化の観点から非常に意
義のあるものとなる。このことから、大学等連携推進法人の認定制度を活用するこ
となどにより、大学相互間等における連携推進事業を行い、教育、人材養成、研究
及び運営に係る各種事業を円滑に実施できる仕組みを構築していく。その実施を図
ることを通じ、地域社会や地域経済の活性化及び持続的発展に貢献できる人材や未
来の社会を切り拓くグローバルな人材を養成するとともに、地域のイノベーション
の進展を図ることで、地域の発展に寄与していく。

3. 参加大学における教育研究活動等に関する連携の内容及びその目標に関する事項

両大学で連携することにより、それぞれの強みや特色の伸長、教育研究資源を活かした相互補完などにより、多様な教育、研究、運営に係る各種連携事業を展開していくが、まずは、国立大学法人山梨大学と公立大学法人山梨県立大学において設立した一般社団法人「大学アライアンスやまなし」が文部科学大臣から大学等連携推進法人としての認定を受け、同制度による教学上の特例措置を活用していく。そのうえで、ガバナンス面を含めた連携を推進していくことで、両大学は、共に高い効果が得られることから、これらを通じ、地域を支える高度専門職業人材の養成やイノベーションの進展に寄与していく。さらに、本法人の規模拡大（他大学の参画）を視野に入れつつ、この連携の枠組みで得られた成果等を地域へ還元し、県内高等教育機関に波及させることで、地域の発展にも貢献していく。

【学位課程】

- (1) 教学上の特例措置（連携開設科目の開設、共同教育課程の設置等）の活用等により、学生及び社会のニーズに応えられるよう、学位課程を充実・強化し、両大学のプレゼンスを高める。
- (2) 教育内容、教育の質、修学環境の充実を図るとともに、全学的な学部教養教育から専門教育、大学院教育までを通じて、文理融合をはじめ広さと深さを両立する新たなタイプの教育プログラムを整備するなど、各大学単独では成し得ない多様な教育を機動的に展開し、問題解決能力を兼ね備えた人材を養成する。
- (3) 学部の教養教育においては Society5.0 への対応や文系・理系双方を俯瞰する連携開設科目を整備するとともに、グローバル化やデジタル・トランスフォーメーションへの対応など、これからの社会に必要な教育を積極的に展開し、汎用的な知識・能力を身に付けた人材を養成する。
- (4) 幼児教育、教員養成、看護教育、社会科学の各分野において、連携開設科目の開設や特別教育プログラム等を整備するなど、連携事業を強化・拡大し、深い専門性や実践的な能力を兼ね備えた地域の教育・医療・福祉等を支える高度専門人材を養成する。

【学位課程以外】

- (5) 強み、特色を生かし、教職課程の共同運営や多様なリカレント教育プログラム、地場産業を支える専門人材養成講座等を開設するなど、人生 100 年時代や技術革新の進展等を見据えた教育体制等を整備し、地場産業の振興や個人のキャリアアップ・キャリアチェンジの支援を通じて、地域産業人材の育成に貢献する。

(6) 山梨県が山梨大学内に設置した“やまなし幼児教育センター”をはじめ、関係機関との十分な連携を図り、人材育成研修などの取組を積極的に展開し幼稚園・保育所・認定こども園に対して、一体的に山梨県全体の幼児教育の質の向上を図る。

【その他】

(7) 業務の効率化・合理化を推進する事業を展開するなど、連携によるスケールメリットを活用し、これにより捻出された資源を各大学の重点事業に再投資して好循環を生み出すなど、地方大学の新たな経営モデルを確立する。

(8) “大学等連携推進評議会”をはじめステークホルダーの意見等を十分に踏まえた取組を行うほか、“地域連携プラットフォーム”の基盤整備に向けた基礎データの収集・分析や、県内高等教育の改革の推進に向けた取組みにも関係機関と協力していくことで、山梨県の高等教育の発展に資する。

上記(1)～(8)に関し、方針を具現化するため、中期事業計画や各年度の事業計画を作成し取り組んでいく。

(連携開設科目を開設及び実施する場合)

(1) 連携開設科目の開設の内容及び目標

(大学の観点)

- ・ 各大学の教育資源には限界があることから、両大学の連携によるスケールメリットを活かし、学士課程における教養・専門科目の整備を進めて行くことで、社会ニーズや地域課題に対応できる人材を養成する。そのためにも、両大学間のそれぞれの強みや特色、教育資源等を活かした相互補完などにより、教育内容や質の向上を図りつつ、多様な連携開設科目を整備する。
- ・ 教養科目においては、文系・理系を俯瞰できる教育や、SDGsやグローバル社会への対応、データサイエンスに係る知識など社会の要請に応える新たな科目を開設する。また、専門科目においては、教員養成、幼児教育、看護教育、社会科学の分野に関し、山梨県をはじめ地域の関係機関の協力を得つつ、地域の課題解決に係る科目を開設するなど、学生に対して地域志向の醸成を図っていく。これらの取組みは、地域貢献を標榜する両大学によって高い効果が期待できる。

- ・ 連携開設科目については、まずは両大学の代表者で構成される各分野の検討WGにおいて、主幹大学の決定や当該科目の計画など、実施にあたり必要となる事項の検討及び大学間の調整を行う。その後、各大学において権限を有する者が構成員として参画する理事会傘下の委員会での協議・検証を経て、最終的には両大学の学長も参加する理事会において当該科目の実施を決定するなど、一連の教学管理体制の下で適切に実施する。
- ・ 必要に応じ重複科目等を整理し、大学の経営的観点から、両大学の教育資源の有効活用について十分に精査したうえで、捻出された資源等を各大学の戦略的な事業等に再投資するなど、改革推進に充てることで機能強化を実現していく。

(学生の観点)

- ・ 連携開設科目の導入により、教養科目では、各大学の特色ある魅力的な科目を履修でき、専門科目では関連する周辺領域を学ぶことができるなど、学生の選択肢が増加する。
- ・ 各大学の資源や強みを活かし、社会の要請に応える新たな科目を開設することで、SDGs やグローバル化社会への対応、データサイエンスに係る知識など、これからの社会を生きていくうえで必須となる事柄も修得することができる。
- ・ 様々な科目の形態や方法が導入されることで、従前よりもきめ細かな指導が受けられるなど、修学環境が充実する。
- ・ その他にも、両大学が保有する施設・設備の利用や就職支援をはじめとする学生サービスの提供が受けられるため、学生生活における利便性が向上するほか、他大学の教員や学生との交流により、学生の新たな価値観の創出等が図られるなど、連携開設科目の受講を通じた学びが非常に充実したものとなる。

(2) 参加大学の役割分担

両大学において、それぞれ不足している教育内容に関し、相手方の教育資源を補完的に利用することとし、これを共通科目として配備することを前提として、以下のとおり役割を分担する。

(教養教育)

- ・ 山梨大学においては理系分野の教育実績等を生かし、データサイエンスをはじめとする自然科学や健康科学などを、山梨県立大学においては文系分野の実績を生かし、国際関係などをはじめとする社会科学や人文科学などの教育を主に提供していく。

(専門教育)

- ・ 教員養成の分野に関しては、教育学部を有する山梨大学を中心に各種取組を進めていく。具体的には、これまでの両大学の教員就職状況及び今後の山梨県の教育採用計画などの動向を踏まえつつ、両大学の教員養成課程の再整備を推進する。
- ・ 幼児教育に係る人材養成に関しては、山梨大学が幼稚園教諭を、山梨県立大学が保育士の養成に係る科目を主に担当する。具体的には、山梨大学からは幼児の教育的な視点を学ぶことができる科目、山梨県立大学は子どもの保育や福祉などに関連する科目を提供することで、各大学においてこれまで十分でなかった専門分野等を相互に補完する。
- ・ 看護に係る人材養成に関しては、大学院（修士課程）において、山梨大学が研究者養成を、山梨県立大学が専門看護師養成に係る科目を主に担当する。また、共通して学ぶ領域や社会ニーズ等への対応などの科目を新たに整備することなどにより、相互補完等を行う。

(共同教育課程を編成及び実施する場合)

- ・ 上記の連携開設科目の開設、実施を進めつつ、大学等連携推進法人の認定により可能となる教学上の特例措置及び両大学の教育資源の活用などを推進し、さらに質の高い教育や連携や多様な教育を実施するため、社会科学分野や看護分野における共同教育課程の編成や教職課程の整備に係る取組を推進していく。

4. 一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項

- ・ 学生教育の充実に関すること
- ・ 高度専門人材及び産業振興に資する人材育成に関すること
- ・ 教育資源の有効活用に関すること
- ・ 共同研究の実施に関すること
- ・ 学生及び教職員の交流に関すること
- ・ 効率的な大学運営に関すること
- ・ その他目的を達成するために必要なこと
- ・ 上記業務に関する事務の管理に関すること

(大学の設置者以外の社員がいる場合)

5. 大学の設置者以外の社員が実施する参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進に関する事項

該当なし